

令和5年2月28日

松山河川国道事務所

河川敷地の更なる規制緩和で地域活性化！

～民間事業者の参入を促進する“^{リバサイト}RIVASITE”を始動～

- 国土交通省は、河川敷地における更なる規制緩和を進めます。
- この取組を推進することで、民間事業者の参入を促進し、「地域活性化」と「河川管理の効率化」を実現していきます。

■ ^{リバサイト}“RIVASITE”の概要

○更なる規制緩和 ※

- ・ 占用期間満了後の更新を保証（ex. 10年→10年+10年）
- ・ 民間事業者による占用範囲を施設毎の占用からエリア一体の占用に拡大

※河川管理施設整備や占用区域外の清掃・除草等を実施することが条件となります。

※河川敷地占用許可準則に基づく社会実験を活用

○民間事業者への情報発信

ポテンシャルリスト（民間事業者の参入の参考となる河川裏の河川敷地における活用可能な河川敷地の一覧表）の公表

重信川のポテンシャルリストは下記のアドレスからご確認いただけます。

<https://www.skr.mlit.go.jp/matsuyam/river/potensyarurisuto.html>

【問い合わせ】

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所

副所長(河川) ^{ふじた ひろし} 藤田 博史 (内線204)

◎工務第一課長 ^{まつだ やすひろ} 松田 康裕 (内線311)

TEL: 089-972-0206(工務第一課直通)

河川敷地の更なる規制緩和『RIVASITE』始動!

RIVA
SITE

- 河川敷地における更なる規制緩和によって民間事業者の参入を促進する“**RIVASITE**”を始動
- 更なる民間投資の促進により「地域の活性化」と「河川管理の効率化」を実現

■ 現状

○河川敷において地域の活性化と河川管理の効率化を両立するにあたっては、以下の課題がある。

- ・民間事業者の占有許可期間の上限が10年以内となっており、建築物などを活用した**長期的な経営戦略**がたてられない。
- ・民間事業者の占有許可が施設毎となっており、施設周辺も含めた**エリア一体での経営戦略**がたてられない。
- ・民間事業者にとって建築物などの**占有が可能なサイト**が分からない。
- ・民間事業者による**収益を河川管理施設に還元する仕組み**がない。

■ RIVASITEの概要

○更なる規制緩和※

- 占有期間満了後の更新を保証
(ex. **10年→10年+10年**)
- 民間事業者による占有範囲を**施設毎の占有からエリア一体の占有に拡大**

河川管理施設整備や占有区域外の清掃・除草等を実施することが条件となります。

○民間事業者への情報発信

ポテンシャルリストの公表

(民間事業者の参入の参考となる河川裏の河川敷地における活用可能な河川敷地の一覧表)

※河川敷地占有許可準則に基づく社会実験を活用

規制緩和の対象サイト (河川裏)



【ポテンシャルリストの公表】

都道府県	市町村	地区名	河川名	場所	利用条件	問合せ先
〇〇県	××市 △△	□□地区	〇〇川	左岸 2k850付近 (延長約110m 幅3m以上)	・盛土による土地造成が必要	担当事務所・部署 〇〇河川事務所 調査課
						問合せ先 連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

※公表イメージ

河川敷地の民間等活用に資する重信川ポテンシャルリスト

- 本リストは、民間事業者等の皆さまに河川敷地の活用検討に利用して頂き、更なる賑わい創出の取り組みを推進することを目的に公表しています。
- 重信川の国管理区間において、民間事業者等による河川敷地の活用が可能と想定される箇所を下記抽出条件のもとで提示しています。

【公表にあたっての留意事項】

- 本リストは、河川敷地の民間等の活用による賑わい創出を図るためであり、その主旨以外での活用を促すものではありません。
- 本リスト情報により活用希望を表明後、公平性を確保するため、当該区域活用の公募等の手続きを行いますので、早期に希望を出された方が活用出来るとは限りません。
- 実際の河川敷地の活用に当たっては、河川法の手続き、地域の合意形成を図っていただくことが必要となります。
協議会等を設置し、お考えについて、議論いただくことをご検討ください。
- 調整等の結果、河川敷地の活用出来ない場合があることはご了承ください。
手続きについての御相談は整備局又は、近隣河川事務所へご連絡ください。
- 公表後において占用手続きがなされるなど様々な事象により本リスト内容に変更が生じることがありますのでご了承ください。
- 公表されていない箇所や高水敷等の場所の占用を否定するものではありません。

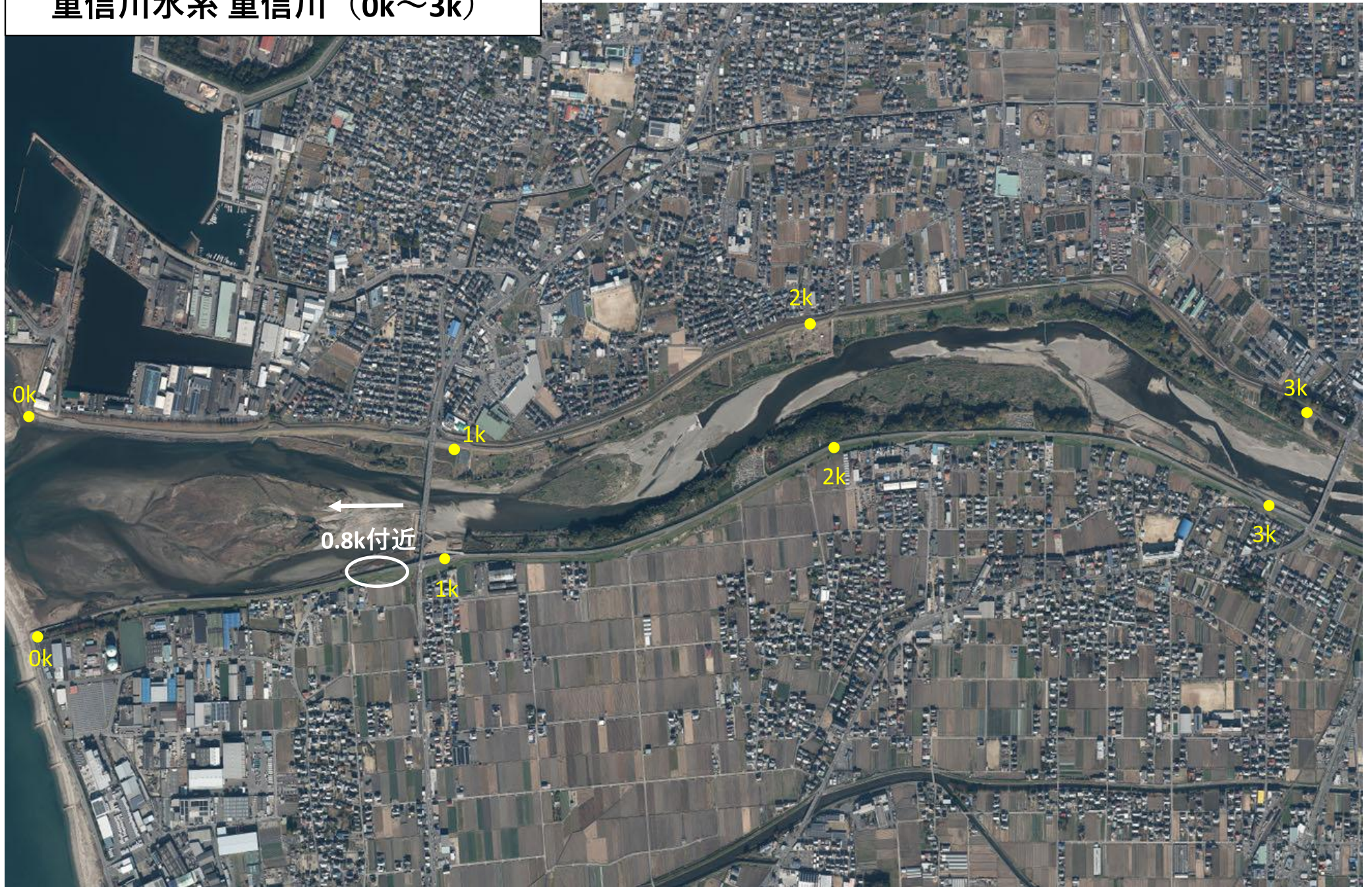
【抽出条件】

- ・他者において占用されていない場所
- ・計画の堤防形状の整備が完了している箇所
- ・河川裏の河川敷地において、概ね100m²以上の占用が可能な土地を有する高規格堤防、堀込河道箇所や造成を行うことで可能となる箇所

都道府県	市町村	地区名	河川名	場所	利用条件	問合せ先	
						担当事務所・部署	連絡先
愛媛県	松山市	井門地区	重信川	右岸6.3k～8.3k付近(約1,000m)	・盛土による土地造成が必要	松山河川国道事務所工務第一課	089-972-0206
愛媛県	松山市	南高井地区	重信川	右岸11.4k～12.0k付近(約600m)	・盛土による土地造成が必要	松山河川国道事務所工務第一課	089-972-0206
愛媛県	松山市	南野田地区	重信川	右岸12.0k～12.9k付近(約900m)	・盛土による土地造成が必要	松山河川国道事務所工務第一課	089-972-0206
愛媛県	松前町	北川原地区	重信川	左岸0.8k付近(約100m)	・盛土による土地造成が必要	松山河川国道事務所工務第一課	089-972-0206
愛媛県	東温市	船川地区	重信川	左岸13.6k～13.8k付近(約200m)	・盛土による土地造成が必要	松山河川国道事務所工務第一課	089-972-0206
愛媛県	東温市	下林地区	重信川	左岸14.7k～15.0k付近(約300m)	・盛土による土地造成が必要	松山河川国道事務所工務第一課	089-972-0206

※ 具体的な箇所、条件等については、リスト内の問い合わせ担当事務所・部署へ問合せください。

重信川水系 重信川 (0k~3k)



重信川水系 重信川 (3k~6k)



重信川水系 重信川 (6k~9k)



重信川水系 重信川 (9k~12k)



重信川水系 重信川 (12k~15k)



重信川水系 重信川 (15k~17.2k)

